

■近隣市の状況と島田市の条文案

	牧之原市	掛川市	焼津市	島田市現状	島田市事務局提案
総合計画	<p>(計画の策定等にかかる原則) 第15条 市長等は、総合的かつ計画的に市の仕事を行うために、基本構想及びこれを具体化するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。この場合において、基本構想は、議会の議決を経て定める。 2 市長等は、市の重要な計画を策定するときは、総合計画との整合を図らなければならない。 3 市長等は、総合計画その他の重要な計画の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するものとする。</p>	<p>(総合計画) 第13条市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合計画を策定するものとする。 2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう、定期的に検討を加えるものとする。</p>	<p>(総合計画) 第21条 市長は、市政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具現化するための計画（以下「総合計画」をいいます。）を策定します。 2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参加のもとに十分話し合い、総合計画に市民と市長等の役割分担について、明記します。 3 市長は、基本構想の策定及び変更に当たっては、議会の議決を得なければなりません。</p>	<p>条例</p>	<p>(総合計画) 第●条 市長等は、島田市総合計画の策定等に関する条例に基づき、議会の議決を経て、島田市総合計画を策定し、これに即して市政を運営するものとする。 2 市長等は、島田市総合計画の策定に当たっては、市民の多様な参加の機会を設け、幅広い市民の声【市民の意見】を反映するものとする。</p>
組織	<p>(組織) 第18条 市長等の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に的確に対応できるよう編成するものとする。</p>		<p>(市の組織) 第20条 市長等は、社会情勢の変化に迅速かつ効率的に対応できるように、その組織をつくります。 2 市長等は、多様な課題に対応するため、組織相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮します。 3 市長等は、より少ない人数で最大の効果を挙げられるように職員を適切に登用し、配置します。</p>	<p>法律 条例 規則</p>	<p>(組織) 第●条 市長等は、社会情勢の変化に迅速かつ効率的に対応できるよう組織を編成するものとする。 2 市長等の組織は、市民に分かりやすいものでなければならない。</p>
財政運営	<p>(財政運営) 第16条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源の確保やその効率的、効果的な活用を図り、健全な財政運営を行うものとする。 2 市長は、市の保有する財産の適正な管理や効率的な運用に努めるものとする。 3 市長は、財政や財産の状況を分かりやすく市民に公表するものとする。</p>	<p>(財政運営) 第14条市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めるものとする。 2 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるものとする。 3 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民等に分かりやすく公表するものとする。</p>	<p>(財政運営) 第23条 市長は、市政の運営が市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を上げる健全な財政運営を行います。 2 市長は、焼津市の財政状況を総合的に把握するとともに、財政指標の目標値を定めて財政計画をつくり、健全な財政運営を行います。 3 市長は、焼津市の財政運営の状況を取りまとめ、その情報を市民に分かりやすく公表します。 4 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえて、事業に優先順位をつけ、財源が適切に配分されるよう予算編成を行います。</p>	<p>法律 条例 計画</p>	<p>(財政運営) 第●条 市長は、市の財源の確保と効果的な運用により、財政の健全性の確保に努めるものとする。 2 市長は、島田市財政事情の公表に関する条例に基づき、市の財政事情を市民にわかりやすく公表するものとする。</p>
政策法務				<p>法律 方針</p>	<p>(政策法務) 第●条 市長等は、地域実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、政策法務に関する体制の充実を図るものとする。 2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するために、条例制定権等の自治立法権を有効に活用するものとする。</p>
行政評価	<p>(行政評価) 第17条 市長等は、市の仕事の成果、達成度等を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を分かりやすく市民に公表するものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を市の仕事に適切に反映させるものとする。</p>	<p>(行政評価) 第15条市長等は、政策、施策及び事務事業の成果及び達成度を明らかにするとともに、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させるものとする。 3 市長等は、市民等が参画する評価の方法など、市民等の視点に立った行政評価の方法を取り入れるよう努めるものとする。</p>	<p>(行政評価) 第22条 市長等は、効率的かつ効果的にまちづくりの課題解決を図り、市民にとっての成果を高めるために、行政評価による計画・実行・評価のマネジメント・サイクルに基づく市政運営を行います。 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民の視点に立った成果指標を定め、その達成度等について評価するものとし、その評価表を作成します。 3 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表します。 4 市長等は、行政評価を活用し、総合計画の策定及び進行管理を行います。</p>	<p>(条例)</p>	<p>(行政評価) 第●条 市長等は、行政の成果、達成度等を評価し、その結果を分かりやすく市民に公表するものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を行政運営に適切に反映させるものとする。</p>
行政手続	<p>(行政手続) 第19条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。</p>	<p>(行政手続) 第19条市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を定めるものとする。</p>		<p>法律 条例</p>	<p>(行政手続) 第●条 市長等は、行政の手続に関する法令及び条例に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。</p>
公益通報		<p>(職員通報制度) 第21条職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めたる者に通報するものとする。 2 市長等は、職員通報制度に関する体制を整備するとともに、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることのないよう適切な措置を講ずるものとする。</p>		<p>法律</p>	<p>(公益通報) 第●条 市長等は、公益通報（行政運営の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。）を受け体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講ずるものとする。 2 市長等は、公益通報を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに適切な措置を講ずるものとする。</p>
広域連携	<p>(国、県等との関係) 第21条 市は、国、県等とそれぞれ適切な役割分担のもと、対等な関係を確立するものとする。 (他の自治体等との連携) 第22条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。 2 市は、まちづくりに関する情報を広く発信するとともに、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組を通じて、市外の人々の知恵や意見を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする。 3 市は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めるものとする。</p>	<p>(広域連携及び交流) 第28条市は、まちづくりの課題の解決を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。</p>	<p>第7章 他の自治体との連携及び協力 (他の自治体との連携及び協力) 第25条 市長等は、共通する地域課題を解決するための施策の実施、効率的かつ効果的な市政運営のための広域にわたる事務処理、大規模災害時の相互応援等について、他の自治体と連携し、協力するよう努めます。</p>	<p>なし</p>	<p>(広域連携) 第●条 市長等は、まちづくりの課題を解決するために、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。 2 市民及び市長等は、市民以外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p>

■近隣市の状況と島田市の条文案

	牧之原市	掛川市	焼津市	島田市現状	島田市事務局提案
国際交流		2 市民等及び市は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、国外の都市との交流に努めるものとする。		なし	(国際交流) 第●条 市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するために、国外の都市との交流に努めるものとする。
多文化共生				なし	(多文化共生) 第●条 市民は、多文化共生（国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと）の視点に立ち、まちづくりに参加するものとする。 2 市長等は、個人及び集団の多様性に配慮したまちづくりに努めるものとする。
住民投票	(市民投票制度) 第10条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。	第6章 住民投票 (住民投票) 第27条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、市内に住所を有する個人（以下この条において「住民」という。）の意思を確認するため、住民、市議会又は市長による発議に基づき、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するよう努めるものとする。		なし	※後日検討
基本原則		(市政運営の基本原則) 第12条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営を行うものとする。		なし	※自治基本条例内、市長等の責務等で規定
審議会の運営		(審議会等の運営) 第16条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。 2 審議会等は、正当な理由がある場合を除き、会議を公開するものとする。		要綱	(審議会等の運営) 第●条 市長等は審議会等の委員の選任に当たっては、法令等の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。 2 市長等は審議会等の公募委員の選任に当たっては、委員の性別、年齢及び居住区などに配慮するものとする。 ※会議の公開については自治基本条例内、情報公開で規定
意見聴取		(市民等からの意見聴取) 第17条 市長等は、市の基本的な計画を決定し、又は重要な条例等を制定改廃しようとするときは、市民等から意見を聴くものとする。		なし	※自治基本条例内、参加・協働、市長等の責務等で規定
説明責任		(説明責任) 第18条 市長等は、市政に関する事項について、市民等に分かりやすく説明するとともに、市民等からの市政に対する質問、意見、要望等に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとする。		なし	※自治基本条例内、市長等の責務等で規定
公共施設			(公共施設) 第24条 市長は、財政や人口の状況等に応じて公共施設の適正な配置を行うとともに、配置された公共施設を効率的かつ効果的に管理し、及び運営します。 2 市民は、まちづくりのために公共施設を有効に活用するように努めます。	計画	(公共施設等) 第●条 市長等は公共施設等（公共建築物、屋外公共施設、プラント系施設、インフラのことをいう。以下同じ）の管理に関する計画に基づき、財政、人口の状況等に応じて公共施設等の品質、保有量及び管理費の適正化を図るものとする。